

役員報酬規程

社会福祉法人四恩会

昭和保育園

社会福祉法人四恩会 役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人四恩会定款第8条および第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を目的とする。
また、役員の旅費について必要な事項を定める。

(役員の定義)

第2条 この規程における役員とは、理事・監事および評議員をいう。

第2章 役員報酬

(報酬)

第3条 役員には原則として報酬を支給しない。

第3章 役員旅費

(旅費)

第4条 理事会及び評議員会に出席した役員に下記の通り、旅費を支給する。

出席者の住所	旅費額
袖ヶ浦市内	3,000円
市原市・木更津市	4,000円
千葉市	5,000円
上記以外の県内	6,000円
県外(100km以内)	7,000円
県外(100km超)	10,000円

第4章 その他

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で別に定める。

付則 この規定は、平成27年12月1日から施行する。
この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。(役員旅費規程併合)